

## 意見書

平成 26 年 12 月 1 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2014(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2014(案)」(以下「本実施細目案」といいます。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

領域	頁	意見
<p>1 これまでの経緯と 2014年度の競争評価の 基本的な考え方</p>	<p>1</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>1 これまでの経緯と2014年度の競争評価の基本的な考え方</p> <p>1.4 他方、情報通信審議会の検討においては、新たな市場動向を踏まえつつ、これまで市場支配力の有無等を中心に分析・評価してきた競争評価と、非対称規制を中心に運用してきた「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を更に充実・発展させ、市場動向を分析・検証する新たなツールとして位置付ける方針が「2020年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて－」答申(案)に盛り込まれている。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>電気通信市場においては、原則的に、最低限の規制を以て事業者間の自由競争が確保されるべきであり、今後検討される新たな分析・検証の仕組みは、こうした競争環境の維持・促進に資するべく既存の規制・制度が時代に即したものであるかを随時検証し、改善する枠組みとして活用されるべきと考えます。</p> <p>来年度以降、現行の競争評価について、評価結果を政策に繋げる新たな分析・検証の仕組みへと刷新するに当たっては、特に「評価結果の政策への直接的な反映」という観点から、例えば以下の点について検討が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争評価は、一時点における競争状況を断面的に分析・評価する枠組みであったのに対し、今後、評価結果を政策に繋げるに際しては、何故そのような競争環境や競争状況に至ったのかといった過去の経緯や背景、今後の市場の方向性等を総合的に勘案し、評価する必要がある点</li> <li>・市場の競争状況を評価する際、市場支配力の「存在」と「行使」という二段階に分けた評価がなされてきたものの、その評価基準</li> </ul>

領域	頁	意見
		<p>が不明瞭であった点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者アンケートによる経営情報の過度な収集・公開は各社の経営戦略を詳らかにすることに繋がりがねず、経営に与える影響が大きいとともに、事業活動の結果しか把握できないという制約がある。一方、利用者アンケートは評価目的に沿った聴取方法(利用者の選考基準、今後の意向等)を採ることで、より有用なデータを把握できる面があり、改善の余地がある点</li> <li>・現行の競争評価は有識者の知見を得る構成ではあるものの、政策決定機関である総務省殿が自ら市場の競争状況を分析・評価するという枠組みになっており、客観性の確保という点において再考の余地がある点</li> </ul> <p>今後、来年度に向け、新たな分析・検証の仕組みについてその詳細が検討されていくことと想定しますが、その際には上記に挙げたような競争評価を背景とする論点も議題に含めて頂くとともに、事業者を含む関係者による検討の場を設ける等により、多角的な視点からの枠組みの構築に努めて頂きたいと考えます。</p>
1 これまでの経緯と 2014年度の競争評価の 基本的な考え方	2	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>1.5 当該方針を踏まえ、2014年度の競争評価は、新たな市場動向の把握と今後の政策展開への反映を重視して行うこととする。特に、今後の政策展開への反映という点に関し、単なる市場の分析・評価にとどめるのではなく、当該分析・評価の結果を基に、競争政策等の展開に当たり総務省として留意する事項を整理し、明らかにすることとする。</p>
4 競争政策等留意事項 の整理	11	<p>4.1 戦略的評価・定点的評価における分析を踏まえ、指定電気通信設備制度の運用等の競争政策や料金政策に関し、総務省として留意する事項(以下「競争政策等留意事項」という。)を整理する。</p> <p>4.2 ただし、競争政策等留意事項は、あくまでも戦略的評価・定点的評価の結果から導き出される政策課題等について整理するものであり、総務省としての政策的関心事項を網羅的に提示するものではない。また、変化の激しい電気通信事業分野にあって、新たな課題が生じた場合には、競争政策等留意事項にかかわらず速やかに対応することが必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」(2012年2月公表)において「競争評価の目的は、現存する市</p>

領域	頁	意見
		<p>場の構造や競争状況を俯瞰的・客観的に分析し、政策立案の基礎データとすることにある」とされていることや、実際に行われている「定点的評価」からも明らかであるように、競争評価はその時点における市場の競争状況を断面的に分析・評価してきたものであり、その評価結果自体が規制等の政策に直接的に反映されるものではなかったと認識しています。2014 年度の競争評価では新たに、今後の政策展開への反映を重視し、分析・評価の結果を基に「競争政策等留意事項」を整理するものという位置付けがなされましたが、従来の一時点における断面的な市場評価のみでは、例えば現在のサービス提供条件が設定された当初の理由が見過ごされ誤った解釈がなされる等、市場で起こっている事象の本質を捉える仕組みとして限界があるため、市場を広く俯瞰した適切かつ公平な結果を導くことは難しいと懸念します。</p> <p>今年度の評価結果より競争政策等留意事項を導くに当たっては、その事項が直接的に政策に結びつく可能性があることを考えると、本来的には過去の経緯・背景や今後の市場の方向性等を勘案し、総合的に評価することが必要です。しかしながら、仮に、現状の枠組みの制約上総合的な評価が難しい場合は、電気通信市場の課題が包括的に留意事項に整理されるとは言い切れないため、あくまで現行の競争評価の範囲から得られる限定的な事項であるとして、慎重に結論を出すべきと考えます。</p> <p>加えて、競争政策等留意事項として取り上げられた今後の課題・方向性等については、改めて関係者による検討の場を設けた上で、現在個々に進められている各種施策との整合性を図りながら政策への反映を行って頂きたいと考えます。</p>
2 2014 年度の戦略的評価の実施方針	2	<p>【総務省案】</p> <p>(1)固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの競争環境への影響に関する分析</p> <p>2.3 固定系超高速ブロードバンドについては、2013 年4月にISPのソネットがNTT東日本のダークファイバを利用したFTTHサービスを開始する等、ISPとアクセス回線事業者との関係について、新たな動きが見られるところである。</p> <p>2.4 また、NTTが 2014 年5月に発表したNTT東西によるFTTHの卸売サービスの提供は、NTTが多様なプレイヤーとのコラボレーションを掲げていることも踏まえると、固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携の在り方に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>2.5 さらに、2013 年度の戦略的評価において分析を行った「移動+固定型」の連携サービスについても、au スマートバリューが更に利用数を伸ばす等、進展を続けている。</p>

領域	頁	意見
		<p>2.6 このような固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスを巡る状況とその変化を把握するとともに、隣接市場も含めた競争環境への影響を分析した上で、指定電気通信設備制度等関連する競争ルールの運用に当たっての課題を整理する。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>戦略的評価テーマ(1)「固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの競争環境への影響に関する分析」においては、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、合わせて NTT 東西殿といいます。)によるサービス卸や、株式会社 NTT ドコモ殿(以下、NTT ドコモ殿といいます。)が 2015 年 3 月期 第 2 四半期決算発表(本年 10 月 31 日)の場において今後の提供を表明しているサービス卸を利用したセット割(以下、NTT セット割といいます。)が、固定・移動双方の関連市場に与える影響については以下のような懸念があることから、特に後述する観点の分析を要望します。</p> <p>(1) サービス卸に対する懸念</p> <p>NTT 東西殿のボトルネック設備を用いて提供される「サービス卸」は、本年 10 月 20 日に公表された「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー答申(案)」において、「指定電気通信役務」に該当すると示されており、この場合、「保障契約約款」の事前届出義務や公表義務等が課されることとなりますが、当事者間の合意がある場合には相対契約が認められることとなります。しかしながら、NTT 東西殿によるサービス卸は、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備との「接続」の代替となり得ることを踏まえると、その提供条件は「接続約款」と同様に約款の事前認可制とし、相対取引は明確に禁止されるべきと考えます。</p> <p>接続事業者がサービス卸を活用する場合、接続事業者の原価は NTT 東西殿への卸料金や工事費等の支払いに大きく左右されるため、卸価格等の設定の競争に与える影響が非常に大きいことは明白です。仮に、その卸料金が高く設定された場合、サービス卸を利用できるのは、グループ全体の収支に変動が生じない NTT グループ会社のみとなります。また、相対契約等における NTT グループ会社への優遇も危惧され、これらの場合、健全な FTTH 市場での競争の維持は困難となり、NTT グループ以外による回線利用や、それに起因した FTTH 市場における料金競争は進展しないものと考えます。</p> <p>また、日本電信電話株式会社殿は「“光コラボレーションモデル”～新たな価値創造への貢献～」(本年 5 月 31 日公表)の中</p>

領域	頁	意見
		<p>で、利用者へのメリットとして「多様なプレイヤーが提供する価値創造を通じた革新的なサービス」が選択可能になると謳っていますが、卸形態による提供では基本的に同一サービススペックでの提供となりカスタマイズは困難であることから、既存のサービスを組み合わせたバンドルサービス以外に新たなサービスは生じにくいと考えます。</p> <p>(2) NTT セット割に対する懸念</p> <p>NTT ドコモ殿が提供を予定する NTT セット割は、FTTH 市場において 70%超の契約数シェアを持ち続け、非常に高い市場支配力を有するNTT東西殿のフレッツサービスと、移動体通信市場において 42.3%※の契約数シェアを持ち、同じく市場支配力を有する NTT ドコモ殿のモバイルサービスを組み合わせたものです。仮に当該サービスが開始された場合、NTT 東西殿及び NTT ドコモ殿双方の市場支配力を背景とした NTT グループによる利用者の囲い込みが進展し、固定・移動双方の契約数シェアが硬直化することが懸念される他、NTT ドコモ殿が自社 ISP までも組み合わせて排他的に NTT セット割を行った場合には、サービス卸によるセット割を提供できない他の ISP は、NTT ドコモ殿への利用者流出により淘汰されるおそれがあります。</p> <p>以上を踏まえると、NTT 東西殿によるサービス卸、及びそれによる排他的な NTT セット割には公正競争上の強い懸念があることから、競争評価においては小売市場のみならず、原価分析等の観点から卸売市場も含めて以下の点を分析すべきと考えます。</p> <p>(卸売市場)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス卸の卸料金及び提供条件の適正性</li> <li>・サービス卸を利用する NTT グループ内外それぞれの事業者数の推移</li> </ul> <p>(小売市場)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTH 市場の契約純増数の推移</li> <li>・FTTH 市場における料金競争の進展状況</li> <li>・ISP 市場を含む移動・固定双方の契約数シェアの変動</li> <li>・アクセス回線がフレッツである割合の推移</li> <li>・サービス卸を利用したサービスの種類、等</li> </ul> <p>また、NTT セット割が開始された場合、一時的に利用者料金が低下することも想定されますが、先述の通り NTT グループへの口</p>

領域	頁	意見
		<p>ックインにより、固定・移動双方の契約数シェアが硬直化し、ひいては料金の高止まりを誘発するおそれがあることにも留意すべきと考えます。</p> <p>なお、サービス卸を活用した利用者向けサービスは現時点では提供が開始されていないことから、今年度の競争状況を分析・評価する時点において、その分析に足る十分なデータが取得できない可能性も想定されます。その場合においても、事業者間取引の提供条件について、提示されている料金水準や付帯条件が適正かつ公平であるか等の分析は可能であるため、「サービス卸の卸料金及び提供条件」については分析を実施頂きたいと考えます。その際、提供条件の適正性を分析する1つの手法として、卸受けを検討する事業者等に対し、サービス卸の提供条件が、利用したいと思える競争可能な水準となっているか等をアンケート調査することも有用と考えます。</p> <p>※電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成26年度第1四半期(6月末))参照  <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000084.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000084.html</a></p>
2 2014年度の戦略的評価の実施方針	3	<p>【総務省案】</p> <p>(2)移動系通信に関する新たな料金施策の競争環境への影響に関する分析</p> <p>2.7 従来、携帯電話事業者(MNO)主要各社のスマートフォン向けデータ通信料金プランは、月7GBを上限とされていたほか、利用者の利用実態に応じた多段階のプランが設定されていなかったといえる。</p> <p>2.8 このような中、2014年6月以降、MNO各社はデータ通信に係る料金プランの多段階化と通話定額制等の組合せを内容とする新料金プランを相次いで導入した。</p> <p>2.9 当該新料金プランについては、データ通信に係る利用者の利用実態の乖離を是正するものという見方がある一方で、通話の利用時間数が少ない利用者にとっては実質的には値上げとなるという見方もある。</p> <p>2.10 これらを踏まえつつ、当該新料金プランを始めとする新たな料金施策の利用実態を把握するとともに、MNOの財務やMVNOの提供するサービスへの影響等、競争環境への影響について総合的に分析を行った上で、料金政策の観点からの課題を整理す</p>

領域	頁	意見
		<p>る。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>昨年度の競争評価では、それまで各社料金がほぼ同一の水準で推移してきたことを理由の一つとして、「上位 MNO 間の料金競争が進展しているとは言い難い」との評価がなされましたが、料金水準に着目すると、各社が料金設定をする際、他社に対抗して値下げする等の料金競争が働き、その結果として同一水準に収斂する蓋然性は高いものと考えます。今年度に入り、MNO 各社は新たな料金プランの提供を開始しましたが、その際にもやはり同様の料金収斂化が見られているところです。この通り、料金の同一水準化はむしろ各社が競争した結果として容易に起こり得るものであるため、そのことのみを以て競争が働いていないと評価することは適当ではないと考えます。</p> <p>また、プラン内容・提供条件の観点から各社の料金プランを見ると、MNO 各社は新料金プランにおいて、データ通信量上限の多段階設定・家族間データシェアの仕組み・データ容量の翌月への繰り越し可否等に関して各々に工夫した多様なプラン設定を行っており、更に各種割引・キャンペーンの実施により料金の差別化も図っているところです。一方、MVNO 各社においても、一部報道によると格安スマートフォンが 100 万台に達したとあるように、多様な低価格帯のプランが普及拡大の傾向にあることから、移動体市場の事業者全体の動向を見ると料金プランは多様化しているものと考えます。</p> <p>他方、移動体データ通信の市場全体における料金水準を時系列で見た場合には、トラフィックの急増に対応すべく各社が技術競争し、データ通信の大容量化を進めてきた結果、トラフィックあたりのデータ料金はこの 2 年間で約 2 分の 1<sup>*</sup>になっており、むしろ急激に低廉化していると認識しています。</p> <p>以上に述べた通り、料金競争の有無は、競争結果としての料金水準を単純比較するだけでは測りきれないため、料金が同一水準化する背景をはじめ、上記に挙げた観点等を含む多角的な視点から分析して頂くことを要望します。</p> <p><small>※情報通信統計データベース「我が国の移動通信トラフィックの現状」(集計値)による月間通算トラフィック、大手 3 社公表のデータ ARPU、及び一般社団法人電気通信事業者協会 HP による事業者別契約数より算出(2012 年 6 月～2014 年 6 月の 2 年間)</small></p>
3 2014 年度の定点的評価の実施方針	4	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3-1 市場の画定</p>



領域	頁	意見
		<p>3.1.2 2014 年度においては、「データ通信」、「音声通信」、「法人向けネットワーク」の3領域と①から⑨までの市場画定を維持しつつ、需要の代替性等を踏まえ、③の部分市場として新たに固定系超高速ブロードバンド市場を位置付ける。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>2020-ICT 基盤政策特別部会 基本政策委員会においては、2020 年に向けた課題として、固定系超高速ブロードバンド基盤の整備率が98.7%(2014年3月末)である一方その利用率は51.2%(2014年3月末)にとどまっている点、またFTTH市場におけるNTT東西殿のシェアが高止まり(2014年6月末71.1%)している点が指摘されており、超高速ブロードバンド基盤に係る競争の促進について検討が必要とされているところです。</p> <p>FTTH市場においては、上記の通りNTT東西殿の契約数シェアが依然7割超を占めていることに加え、こうした状況下でNTT東西殿によるサービス卸の提供が予定され、今後サービス競争や設備競争に影響を及ぼし得るという観点を踏まえると、FTTH市場の分析はなお一層重要になってきていると考えます。特にサービス卸については、「固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの競争環境への影響に関する分析」に対する意見においても述べさせて頂いた通り、NTT東西殿による著しく高い卸料金等の設定や、NTTグループ会社への卸料金の優遇等により、NTTグループ以外による回線利用やFTTH市場における料金競争が進展しない懸念や、NTTドコモ殿がNTTセット割を提供することにより固定・移動双方の契約数シェアが硬直化する懸念があるため、これらの競争状況の変化について分析することが必要です。</p> <p>2014年度の競争評価において、新たに固定系超高速ブロードバンド市場が固定系ブロードバンド市場の部分市場として位置付けられることに対し、昨年度の評価結果においても「FTTH市場の重要性が固定系超高速ブロードバンド市場の部分市場化によって低下するものではない」とされているところですが、上記懸念を踏まえ、契約純増数の推移、料金競争の進展状況、契約数シェアの変動等について、引き続き精緻な分析を要望します。</p> <p>また、昨年度の競争評価2013の弊社共意見書においても述べさせて頂きましたが、利用率向上に資する分析として、新規参入事業者や参入意向事業者に対し、既存事業者とのサービス差別化や事業者間取引の条件等の観点から、事業参入・拡大の障壁となる競争環境の課題等に関してアンケートを実施することも有効であると考えます。</p>
3 2014年度の定点的	4	【総務省案】

領域	頁	意見
評価の実施方針		<p>3-1 市場の画定</p> <p>(1)サービス市場</p> <p>3.1.3 なお、2013 年度の競争評価の報告書において、移動系通信事業に関し、現行の「音声通信市場」と「データ通信市場」を「音声通信・データ通信共用市場」と「データ通信専用市場」に再編することについて言及しているところであるが、今般、実施細目の策定に当たり、改めて市場画定の検討を行ったところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「音声通信・データ通信共用市場」については、現在の「音声通信市場」(携帯電話・PHS:約 1 億 2,000 万契約)から音声通信専用サービス(約 70 万契約)を除いたものとなるが、携帯電話・PHSの利用に当たっての音声通信に対する需要は現在でも少なくないことを踏まえると、引き続き「音声通信市場」の分析を行う意義はあると考えられる中で、あえて音声通信専用サービスを除いた形で市場を画定する積極的理由は乏しいこと</li> <li>- 「データ通信専用市場」については、通信モジュール等を除く多くのデータ通信専用サービスは音声通信と共用のサービスとも需要の代替性があり、単独の市場を構成するとは考えられないことから、いずれも新たな市場とは位置付けないこととする。</li> </ul> <p><b>【意見】</b></p> <p>本実施細目案において「携帯電話・PHSの利用に当たっての音声通信に対する需要は現在でも少なくない」とされている通り、現在においてもやはり移動体通信事業者の中心的なサービスは、携帯電話やスマートフォンといった音声通信が可能なサービスであると認識しています。こうした音声通信可能なハンドセットを主体とする契約数については、3 グループ中 NTT ドコモ殿のシェアが約 46%<sup>*</sup>と移動体通信市場全体より更に高いシェアを占め、単独で市場支配力を行使し得る可能性が高まることから、音声通信市場を個別の市場として継続分析することは適当であると考えます。</p> <p>また、モバイル Wi-Fi ルータ等多くのデータ通信専用端末の用途を考えると、スマートフォン等と組み合わせて使用することが一般的であり、データ通信専用市場が単独の市場を構成するとは考えられないとの総務省殿の判断は適当であると考えます。</p> <p>以上より、今年度の評価に当たり、移動系通信事業に関して「データ通信専用市場」を新たな市場とは位置付けず、昨年度に引き続き「音声通信市場」及び「データ通信市場」として分析・評価を行うことに賛同します。</p>

領域	頁	意見
		<p>※一般社団法人電気通信事業者協会 HP による事業者別契約数(2014年3月末)を基に、各社の全契約数から通信モジュール数を差し引いて算出  <a href="http://www.tca.or.jp/database/2014/03/">http://www.tca.or.jp/database/2014/03/</a></p>
<p>3 2014年度の定点的 評価の実施方針</p>	<p>5</p>	<p><b>【総務省案】</b>  3-2 移動系通信事業に関する分析・評価の実施方針  (1)総論  3.2.2 また、2013年度に引き続き、移動系通信事業全体の概況を把握する上で参考となる指標として、携帯電話・PHS・BWAの3サービスに関する契約数、売上高、事業者別シェア等を分析する。</p> <p>(2)移動系データ通信市場の分析  3.2.4 2013年度においては、移動系データ通信市場の供給側の基本データとして、前年度に引き続き、市場規模、事業者別シェア、市場集中度(HHI)等を取り上げたほか、MVNOの状況や周波数の保有状況等、事業者間取引に関連するデータについても新たに分析指標の一つとして取り扱った。</p> <p>3.2.6 2014年度においても、原則としてこれら供給側・需要側データの取得を継続して分析・評価を行うこととする。</p> <p><b>【意見】</b>  昨年度、評価に当たって指標の一つとされた周波数の保有状況の分析においては、弊社グループの保有帯域として PHS 帯域が合算され、その上で他社グループの保有状況との比較がなされたところです。しかしながら、PHS 帯域はそもそも個社に割当てられているものではなく、基地局免許や登録によってワイモバイル株式会社殿以外も利用可能な共用帯域であることから、個社の保有帯域に含めることは適当ではありません。また、周波数保有状況の分析に当たって、各帯域の利用制限や帯域毎の特性(回折性の強弱等)を勘案せずに比較することは、各社の実際の競争力を正確に反映できず、特定の事業者やグループの競争力を過小に、あるいは過大に評価することに繋がるおそれがあります。特に、今年度の競争評価は「今後の政策展開への反映を重視して行う」とさ</p>

領域	頁	意見
		<p>れており、偏った評価結果が直接政策に結びつく可能性がある点も懸念されます。</p> <p>周波数の保有状況等について、今年度も引き続き分析・評価が予定されていることから、以上を踏まえ、グループ毎の帯域保有状況を分析する場合においては、PHS 帯域を合算から除外するとともに各帯域の利用制限や特性を勘案した上で分析して頂きたいと考えます。</p>
3 2014 年度の定点的評価の実施方針	5	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3-2 移動系通信事業に関する分析・評価の実施方針</p> <p>(1)総論</p> <p>3.2.3 2013 年度には、従来の個社別の分析・評価に加え、企業グループ単位での分析・評価を行ったところであるが、2014 年度においても、グルーピングの考え方や、同一グループ内の事業者間取引による連携サービスの重複計上排除の方法等を維持しつつ、個社別の分析・評価と併せて実施する。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>弊社共としては「同一グループ内の事業者間取引による連携サービスの重複計上排除の方法等を維持」することに関して、事業者間取引に係る契約数を排除することで、実際の利用端末数により近い数値を基にサービスシェアを算定し得るため、実態により即したグループ間の競争力の把握が可能となると考えます。したがって、昨年同様、同一グループ内の事業者間取引における契約数を排除する方法を継続することに賛同します。</p>
3 2014 年度の定点的評価の実施方針	5	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3-2 移動系通信事業に関する分析・評価の実施方針</p> <p>(2)移動系データ通信市場の分析</p> <p>3.2.4 2013 年度においては、移動系データ通信市場の供給側の基本データとして、前年度に引き続き、市場規模、事業者別シェア、市場集中度(HHI)等を取り上げたほか、MVNOの状況や周波数の保有状況等、事業者間取引に関連するデータについても新たに分析指標の一つとして取り扱った。</p>

領域	頁	意見
		<p>3.2.6 2014 年度においても、原則としてこれら供給側・需要側データの取得を継続して分析・評価を行うこととする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>移動体市場における事業者間取引に関しては、2013 年度競争評価の「今後の留意事項」の中で、今後、より精緻なフォローアップが必要であり、その際、取引条件の衡平化の観点から透明性を確保する必要があるとされており、本実施細目案においても事業者間取引に関連するデータを取得・分析することとされています。</p> <p>移動体市場の事業者間取引条件にのみ踏み込んだ分析を行うことに関しては、ボトルネック性に着目した第一種指定電気通信設備制度と、接続協議における交渉力に着目しつつもそもそもは事業者間取引について市場原理に委ねることがその考え方の前提となっている第二種指定電気通信設備制度との違いや、禁止行為規制の適用の有無等、現在の規制制度全体の枠組みとの整合性が憂慮されるところであり、事業者間取引の分析として取扱う範囲は慎重に判断頂きたいと考えます。</p> <p>また、今年度競争評価アンケートとして仮に事業者間取引条件を聴取すると想定した場合、事業者には守秘義務が課せられている点が問題となる上、更に、事業者のサービス戦略そのものとも言える取引条件の開示がなされた場合には経営に与える影響が大きいこと等も懸念されます。したがって、各社非開示としている経営情報が類推されることがないよう、取扱いには十分に配慮頂きたいと考えます。</p> <p>なお、上記分析において、昨年同様に同一グループ内の取引状況に焦点を当てる際のグループの範囲については、市場毎に区切った視点では様々な業態を含む企業グループ全体の連携状況を俯瞰できないことから、MNO に限定することなく固定・移動問わず同一グループに属する事業者全体をその対象とすべきです。</p>
3 2014 年度の定点的評価の実施方針	7	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3-3 固定系通信事業に関する分析・評価の実施方針</p> <p>(2)固定系ブロードバンド市場の分析</p> <p>3.3.5 評価に当たっての勘案要素としては、2013 年度に引き続き、移動系データ通信による固定系ブロードバンドの代替性の有無、NTT東西加入電話による固定系ブロードバンド市場へのレバレッジの有無、固定系ブロードバンド市場における参入が進んでいないエリアの状況を取り上げる。</p>

領域	頁	意見
		<p><b>【意見】</b></p> <p>昨年度の競争評価においては、利用者アンケートの結果に基づいて「固定電話を変更した利用者がブロードバンド回線としてNTT (FTTH) を選択する割合を見ると決して高いとは言えず、NTT 東西加入電話による FTTH 市場へのレバレッジは明示的には見られなかった」との評価がなされました。しかしながら、昨年度のアンケートでは、NTT 東西加入電話による FTTH 市場へのレバレッジの有無の判断以前に、固定電話の変更者の中にOABJ-IP 電話以外のアナログ固定電話への変更者が含まれていたり、OABJ-IP 電話への移行状況で FTTH 市場のレバレッジを測らざるを得なかったりといったアンケート収集上の課題があったと考えます。2014 年度の分析においては、固定電話サービスの移行全般を扱うのではなく、NTT 東西加入電話の契約を解除後、FTTH サービスへ移行した契約者及びそのうち NTT 東西加入提供のフレッツ光サービスを契約した者の割合について調査できるよう質問項目を変更する等、調査目的に合致したデータ収集・分析を頂きたいと考えます。</p> <p>また、上記に示したアンケート収集上の課題が解決されない中、分析された結果による評価を基に競争政策等留意事項を整理せざるを得ない場合は、その評価結果が分析目的に沿ったアンケートから導き出された結果ではない点に十分に留意すべきです。</p> <p>なお、利用者アンケートに基づく分析結果を公表する際には、何故この結果が導き出されたのかをよりの確に把握できるよう、アンケートの取り方(質問項目等)や対象者の基礎情報(変更前の利用サービスや属性等)を開示頂くことも有用であると考えます。</p>
3 2014 年度の定点的評価の実施方針	10	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3-6 料金・サービスの評価</p> <p>3.6.1 2013 年度においては、従来競争評価の取組が主眼としてきた市場支配力の評価に加え、料金・サービスの評価を行ったところである。</p> <p>3.6.2 情報通信審議会における競争政策の見直し等に係る検討においても、料金・サービスに関する課題が重要な論点となっている中で、前述のとおり今後の政策展開への反映を重視する観点から、2014 年度においても引き続き当該評価を行うこととする。</p> <p>4 競争政策等留意事項の整理</p>

領域	頁	意見
		<p>4.1 戦略的評価・定点的評価における分析を踏まえ、指定電気通信設備制度の運用等の競争政策や料金政策に関し、総務省として留意する事項(以下「競争政策等留意事項」という。)を整理する。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>今年度評価においては新たに競争政策や料金政策に関する留意事項を整理することとされていますが、特に料金政策に対して競争評価を含む行政評価制度の中で踏み込むことに関しては、料金プラン及びサービスが各社の創意工夫に基づく条件で提供されるものであり、他社とのサービス差別化要因ともなる各社戦略の要であることから、原則としては自由競争に委ねるべきであり行政が過度に介入することは適当でないと考えます。</p> <p>料金・サービスの分析自体は、上述の「料金施策の競争環境への影響に関する分析」に対する意見においても述べさせていただいた通り、市場全体について多角的な視点から実施すべきと考えますが、最終的に料金・サービスを評価し、またそれを踏まえた留意事項を整理する場合には、その水準の高低やプランの適正性等にまで言及するといった事業者の自由な競争を阻害し兼ねない断定的な評価にならないよう留意が必要です。</p> <p>また、2015 年度以降の新たな分析・検証の仕組みにおいて料金・サービスの評価を行う場合は、適正性・公平性・透明性を担保すべく、事前に料金に対する評価基準を明確に策定すべきであると考えます。更にその際、別途上記「競争政策等留意事項」全般に対する意見においても述べさせていただいた通り、事業者を含む当事者からのヒアリングも含め、改めて関係者による検討の場を設けて頂くことを要望します。</p>
5 情報の収集	12	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>5-2 供給(事業者)側からの情報収集</p> <p>(1)情報収集の方法</p> <p>5.2.1 競争状況の分析を行うために必要な情報については、各電気通信事業者等の協力を得ながら情報収集を進めることを原則とする。収集方法については、電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号)に基づき受ける報告のほか、分析を行うために必要な調査内容等に応じ、アンケート調査及びヒアリングを通じて各電気通信事業者等から情報を収集することとする。</p>

領域	頁	意見
		<p>(2)収集する情報</p> <p>5.2.2 収集する情報は、最終利用者向けサービスに関する情報を原則としているが、その他可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、各電気通信事業者から情報を収集する。また、各サービスに関する情報だけではなく、隣接市場との関係に関する情報についても、各事業者から必要に応じて情報を収集する。</p> <p>(3)情報の取扱い</p> <p>5.2.3 競争評価を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず電気通信事業者等から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等により透明性の確保に努める一方、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>今年度の分析においてもアンケート調査等により各事業者等から情報を収集することとされていますが、収集されたデータがどのように活用され、分析に寄与するのかを十分に検討した上で、収集するデータを選定して頂きたいと考えます。</p> <p>事業者アンケート・電気通信事業報告規則等によって収集されるデータの多くは事業者の経営情報であり、場合によってはごく一部の経営層のみが知り得る機密情報も含まれます。特に今年度の戦略的評価テーマ「移動系通信に関する新たな料金施策の競争環境への影響に関する分析」に係る料金関係の情報においては、例えばどのような料金設定を行い、料金プランを展開するか等は各事業者のサービス戦略の根幹に当たるものであるように、非常に機密性の高い情報です。したがって、事業者アンケートや省令の改正等により収集する範囲は必要最小限に留めて頂くとともに、利用者アンケート等の代替的な手段で収集可能な部分については、極力それらで代用頂きたいと考えます。また、これまで配慮頂いているところではありますが、データ公開の有無、公開する場合のデータ範囲や対象相手の範囲、また総務省殿内での取扱い方法等に関して、個社のデータをそのまま公開しないよう努めることはもちろん、何等か公開する場合であっても各社の経営情報が類推されることがないように十分に留意して頂きたいと考えます。</p>

以上